

コンプライアンス

税務コンプライアンス

207-1,207-2,207-3,207-4

基本的な考え方・方針

ユニ・チャームは、社是に「企業の成長発展、社員の幸福、および社会的責任の達成を一元化する正しい企業経営の推進に努める」と掲げ、さらに「ユニ・チャームグループ行動憲章」で具体的なガイドラインを定め、これを周知徹底することによって、コンプライアンス遵守に努めています。

このような方針に基づき、納税においても事業を展開する国・地域の税法を遵守し、適正な納税を行うことを基本方針としています。具体的には、全社でバランスのとれた税務マネジメント体制の構築と税務コンプライアンスの維持向上を目指して、取締役会が承認した「ユニ・チャームグループ税務規程」に則り、以下の取り組みを行っています。

▶ ユニ・チャームグループ税務規程（一部要約）

1. 税法遵守

事業を行う国および地域において、企業としての社会的責任を果たすため、国際ルールや各国・地域の税務関連法令を遵守して事業活動を行い、適切に税務申告および納税を行います。

2. 税務当局との関係

税務当局に対し、税務情報などを適時適切に提出し、必要に応じて事前照会を行うことで当社の税務処理に関する透明性を高め、税務当局との誠実で良好な信頼関係を築くことにより、税務リスクの低減に努めます。

マネジメント体制

各国・地域において、税務に関する知見を有する経理責任者を任命し、税務コンプライアンスの維持・向上を図るための組織・体制を構築しています。税務マネジメントの適正性を確保するため、重要な取引の決裁については、国内外を問わず、経理財務担当執行役員が合議者として稟議に加わり、税法上の取り扱いを確認しています。

また、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、運用しています。その有効性については、会計監査人による監査ならびに監査等委員会によって評価されています。

これらに加え、専門性を有する第三者の視点から税務コンプライアンスを維持するため、外部税務アドバイザーを効果的かつ効率的に活用しています。

税務調査においても、調査官と真摯に向き合い、最優先で協力することにより、円滑な対応を図ります。

3. BEPSプロジェクトへの対応

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development/経済協力開発機構) によるBEPS (Base Erosion and Profit Shifting/税源浸食と利益移転) プロジェクトの趣旨を理解し、過度な節税を目的とする無税または低税率国・地域（いわゆるタックスヘイブン地域）への税源の移転を防止するため、正当な事業目的と事業実態を伴う取引である

さらに、社内の税務コンプライアンス意識を高めるために、税務に関する社員教育を定期的実施しています。税務調査においては、経理財務担当執行役員が調査の進捗状況や結果を代表取締役ならびに監査等委員会に適宜報告し、全社を挙げて税務コンプライアンスの向上に取り組んでいます。

取り組み・実績

▶ 国・地域別納税額

(百万円)

	2020年	2021年	2022年
日本	11,358	22,998	19,898
中国	4,882	5,339	6,056
ベトナム	1,089	2,271	1,546
サウジアラビア	1,186	2,203	1,518
タイ	1,156	1,794	2,703
その他	2,465	2,168	5,682
合計	22,136	36,774	37,403

ことに十分留意し、適切な地域で適正な納税が行われるよう努めます。また、グループ会社間の取引は各国・地域の税法およびOECDガイドラインを遵守し、独立企業間原則に基づいた適正な移転価格取引とするため、当社としての「移転価格規程」を制定し、各グループ会社の貢献に応じた国際的な所得の適正配分が実現するよう取り組みます。さらに、必要に応じて、移転価格税制による二重課税を回避するため、二国間での事前確認制度の適用を申請します。